第53号議案

福井県立図書館規則の一部改正について

別紙のとおり、福井県立図書館規則の一部を改正する。

令和3年3月22日提出 教 育 長 豊 北 欽 一

提案理由

本県の行政デジタル化に向け、押印のある申請書を改めることなどのため、福井県立図書館規則について所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

## 福井県立図書館規則の一部を改正する規則

#### 1 概 要

本県の行政デジタル化に向け、押印のある申請書を改めることなどのため、福井県立図書館規則について所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

#### [改正概要]

- (1) 様式の押印削除
  - ・様式第4号 特別館外利用申込書 (併せて様式第5号の2「市町図書館等貸出文庫利用申込書」と統合)
  - · 様式第7号 寄託申込書
- (2) その他(図書館の利用実態あわせて条文を改正)
  - ・図書館資料の汚損または滅失に伴う損害の賠償方法について(第5条)
  - ・館外利用の資料冊数および貸出期間を変更できるよう規定を明確化(第9条)
  - ・学校単位などの利用カード申込に係る添付書類の簡略化(第10条)
  - ・団体による館外利用の申請様式を統合(第13、14、15条)
  - ・図書館資料等の寄贈者の記名等について(第21条) 等

#### 2 施行期日

令和3年4月1日

福井県立図書館規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年 月 日

福井県教育委員会

福井県教育委員会規則第 号

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。福井県立図書館規則(昭和五十六年福井県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。福井県立図書館規則の一部を改正する規則

3 前二項の規定にかかわらず、館長は、必要があると認めるときは、館外利用3 前二項の規定にかかわらず、館長は、必要な証明書類を添えて、利用カード申なければならない。ただし、館長が適当と認めた者は、この限りでない。なければならない。ただし、館長が適当と認めた者は、この限りでない。なければならない。ただし、館長が適当と認めた者は、この限りでない。なければならない。ただし、館長が適当と認めた者は、この限りでない。	2 利用期間は、館外利用の申出の翌日から起算し、返却日が休館日に当たると   (利用の数および期間)	ていう。)を汚損し、または滅失が、天災事変その他やむを得ない事由に基づという。)を汚損し、または滅失した者は、その図書館資料と同一の物をもつてこれに代えることができる。
2~6 (略) カード(様式第三号)の交付を受けなければならない。 カード(様式第三号)の交付を受けなければならない。 第十条 館外利用をしようとする者は、身元を確実に証明できるものを添えて、(利用カード)	きる。の申出があつたときは、更に十四日を限度として利用期間を延長することがでの申出があつたときは、更に十四日を限度として利用期間を延長することがで月以内とする。ただし、館長は、同一図書館資料をなお継続して利用したい旨第九条 館外利用ができる図書館資料は、十冊(点)以内とし、その期間は十四(利用の数および期間)	相当の代価をもつて賠償しなければならない。 (損害の賠償) 改正前

(特別館外利用

第十三条

2 出文庫利用申込書(様式第四号。 前項の規定により館外利用をしようとする者は、 その承認を受けなければならない。 以下 「利用申込書」という。 特別館外・市町図書館等貸 を館長に提出

(貸出文庫の設置等)

第十四条 該各号に定める目的により置く。 図書館に、 次の各号に掲げる文庫 (以下「貸出文庫」という。) を当

かたらい文庫 県民の読書活動を推進

市町図書館等貸出文庫 市町図書館の活動および県民の学習活動を支援

2 とができる。 る団体から貸出文庫の利用の申出があつたときは、 館長は、県内の他の図書館、 公民館、学校、官公署または館長が適当と認め 期間を定めて利用させるこ

(利用の手続)

第十五条 わなければならない かたらい文庫利用登 かたらい 文庫 録申請書 を利用しようとする者 (様式第五号) (県内 を館長に提出し 他 図書館を除く 利用登録を行

2 市町図書館等貸出文庫を利用しようとする者は 承認を得なければならない。 利用申込書を館長に提出

3 (略)

(篤志の表示)

第二十一条 寄贈を受けた図書館資料または物品には、 び寄贈年月日を記入し、 永くその篤志を伝えるものとする。 適宜、 寄贈者の氏名およ

様式第二号の二および様式第五号の二を削る。

様式第四号から様式第七号までを次のように改める。

(特別館外利用)

第十三条 (略)

2 第四号)を館長に提出し、 前項の規定により館外利用をしようとする者は、 その承認を受けなければならない。利用をしようとする者は、特別館外利用申込書 (様式

(貸出文庫の設置等)

第十四条 庫」という。)を置く。 図書館に、 かたらい文庫および市町図書館等貸出文庫 ( 以 下 「貸出文

期間を定めて利用させることができる。 る読書会 館長は、 会社もしくは各種団体から貸出文庫の利用の申出があつたときは、 県内の他の図書館、 公民館、学校、官公署または館長が適当と認め

2

(利用の手続)

第十五条 五号) 出しなければならない または市町図書館等貸出文庫利用申込書 貸出文庫を利用 しようとする者は かたら (様式第五号の二) 利用申込書 を館長に提 (様式第

2 (略)

(篤志の表示)

第二十一条 寄贈を受けた図書館資料または物品には、 年月日を記入し、 永くその篤志を伝えるものとする。 寄贈者の氏名および寄贈

この規則による改正前の福井県立図書館規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。(経過措置) この規則は、令和三年四月一日から施行する。 (施行期日) 附 則

#### ○福井県立図書館規則

改正後(案)				改正前							
様式第2号の2(第 10 条関係) 削除		様式第	2 号の 2(第 10 条関係)								
				図書利用カード申	込書						
				(1	団体用	])					
		福井県	立図書館長 様								
		図書館	利用カードの申し込みをいたし	ます。							
		なお、図	図書館の利用については、福井	県立図書館の規具	則•諸規	見定を	寺り、	指示に従	います	•	
					申辽	<u> </u>		年	月	日	
		団体		和用者番号							
		名		館コード			利用:	 者区分	+		
				7.6			事	1 新規	.1.		
		電話		団体種別			由	2 変更			
		番号						3 再登録			
			<b> </b>				$\dashv$	4 再発行	<del>了</del> fコード		
		団体					-	1生月		<u>`</u>	
		住所									
		連絡者		連絡先			)	_	_!		
		氏名		電話番号							
		連絡者住所	〒 —								
		北別		Ŧ	2(	)	_				
					- \				受付着	<b></b>	
		備考									
	-										

#### ○福井県立図書館規則

	改正後(案)			改	正前			
		_						
		様式第4号(	第 13 条関係)					
様式第 4 号(第 13 条 <u>,</u>	<b>第15条</b> 関係)							
							年 月	日
	年 月 日	福井県立図書	<b>書館長様</b>					
福井県立図書館長様					住所			
	住所			申込	者 団体名			
	申込者 団体名				代表者職氏	名		<u>(F)</u>
	代表者職氏名							
		at 6th - V	I - H the Art Virginia - II is		利用申込書		at - 111 <del></del> 1	
	特別館外・市町図書館等貸出文庫利用申込書		次の図書館資料の特			なお、凶書館資料	+の借受じ	ナにつ
· ·	たいので、下記のとおり申し込みます。なお、資料の利用について	トレート いては、貴	館の規則・規程を守	り、指示従いま	す。			
は、貴館の規則等を守		(5)(4)	1) vice == 15	*****	-th // -== ==	-v 4 H	Τ,	
	<u>記</u>	貸出年月日	分類記号	著者記号	著作記号	登録記号	著名	<u> </u>
1 利用希望期間	年月日から年月日							
2 資料の冊数	特別館外利用 冊							
	市町図書館等貸出文庫							
	合計 冊 (別紙内訳のとおり)						<del>                                     </del>	-
3 資料の保管場所							<del>                                     </del>	
<u>4 その他 ※日</u>	団体の場合は、担当者の所属、職、氏名および連絡先を記入							
					返却-	予定日 年	月	日
					返 去	11日 年	月	目
		J   L						

## ○福井県立図書館規則

改正後(案)	改正前
様式第 5 号(第 15 条関係) 年 月 日 福井県立図書館長 様 <b>団体名</b>	様式第 5 号(第 15 条関係)  年 月 日 福井県立図書館長 様  団体名  代表者名
かたらい文庫 <b>利用登録申請書</b> かたらい文庫 <b>を利用したい</b> ので、次のとおり <b>利用登録を申請します。</b> なお、文庫の利用については貴館の規則等を守り、指示に従います。 1 代表者の氏名、住所および電話番号 氏 名 住 所 電話番号 2 団体の設置目的、活動実績(予定) 3 会員数 4 図書の保管場所  注:この利用登録は年度毎に提出が必要です。	かたらい文庫利用申込書 かたらい文庫の貸出しを受けたいので、次のとおり利用を申し込みます。 なお、文庫の利用については貴館の規則等を守り、指示に従います。 1 利用団体名 2 代表者の氏名、住所および電話番号 氏 名 住 所 電話番号 3 会員数 4 図書の保管場所

## ○福井県立図書規則

改正後(案)	改正前
様式第 5 号の 2(第 15 条関係) 削除	様式第 5 号の 2(第 15 条関係)
	年月日 福井県立図書館長様 団体名 代表者名 市町図書館等貸出文庫の貸出しを受けたいので、次のとおり申し込みます。 なお、文庫の利用については貴館の規則等を守り、指示に従います。 1貸出希望冊数 2貸出期間 3団体の所在地および電話番号

#### 福井県立図書館規則

改正後(案)

様式第6号(第18条関係)

年 月 日

福井県立図書館長 様

申込者 住所 氏名

# 団体にあつては、その所在地、名称 および代表者の氏名

複写等申込書

私は、図書館資料の複写または用紙への出力をしたいので、下記とおり申し込みます。 なお、この複写等は私の研究のために使用し、複写等によって生じる著作権等の問題については、 全て私がその責任を負います。

記

- 1 複写資料または出力件名
- 2 該当ページ
- 3 資料区分(該当項目を○で囲むこと)
  - ・図 書 ・新聞雑誌 ・マイクロフィルム ・データベース
  - ・他館資料・その他
- 4 枚数および金額

白 黒: 枚×10円= 円

カラー: 枚×80円= 円 計 円

複写は図書館資料に限ります。(複写不可の資料もあります。)

著作権の侵害のおそれのある場合等で複写または用紙への出力を不適当と認めたときは、 複写または用紙への出力はできません。

※記載いただいた個人情報については、当館の業務以外には使用いたしません。

様式第6号(第18条関係)

年 月 日

福井県立図書館長 様

申込者 住所 氏名

複写等申込書

私は、図書館資料の複写または用紙への出力をしたいので、下記とおり申し込みます。 なお、この複写等は私の研究のために使用し、複写等によって生じる著作権等の問題については、 全て私がその責任を負います。

記

- 1 複写資料または出力件名
- 2 該当ページ
- 3 資料区分(該当項目を○で囲むこと)
  - ・図 書 ・新聞雑誌 ・マイクロフィルム ・データベース
  - ・他館資料 ・その他
- 4 枚数および金額

白 黒: 枚×10円= 円

カラー: 枚×80円= 円 計 円

複写は図書館資料に限ります。(複写不可の資料もあります。)

著作権の侵害のおそれのある場合等で複写または用紙への出力を不適当と認めたときは、 複写または用紙への出力はできません。

※記載いただいた個人情報については、当館の業務以外には使用いたしません。

## 福井県立図書館規則

改正後 (案)	改正前
様式第7号(第 22 条関係)	様式第7号(第 22 条関係)
年月日	年 月 日
福井県立図書館長 様	福井県立図書館長 様
申込者 住 所	申込者 住 所
氏 名	氏 名
団体にあつては、その所在地、名称 および代表者の氏名	
寄託申込書	寄託申込書
私は、次の資料を貴館の資料として寄託したいので、申し込みます。	私は、次の資料を貴館の資料として寄託したいので、申し込みます。
記	記
1 寄託しようとする資料名	1 寄託しようとする資料名
2 冊数(点数)	2 冊数(点数)
3 寄託期間	3 寄託期間
4 価格	4 価格
5 その他 ※団体の場合は、担当者の所属、職、氏名および連絡先を記入	